

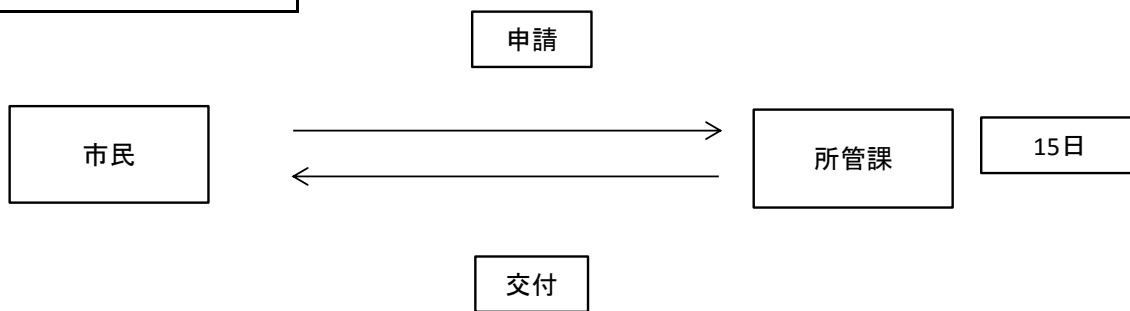
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	市港湾区域内及び港湾隣接地内の工事の許可	
処 分 の 概 要	市港湾区域又は港湾隣接区域内の工事を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市港湾施設使用条例(昭和39年条例第20号)	
条 項	第3条第1項	
所 管 課	空港港湾課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標準処理期間	計	15日
審査基準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市港湾施設使用条例 第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>松山市港湾施設使用条例施行規則 第1条 松山市港湾施設使用条例(昭和39年松山市条例第20号。以下「条例」という。)第3条の規定より市長の許可を受けようとする者は、次の各号に定める申請書を提出し、許可証(第7号様式)の交付をうけなければならない。</p> <p>(1) 港湾施設使用許可申請書(第1号様式) (2) /港湾区域内水域/港湾施設/占用許可申請書(第2号様式) (3) /さん橋/可動橋/使用許可申請書(第3号様式) (4) 上屋使用許可申請書(第4号様式) (5) /堀江港/西中港/港湾区域内水域における土砂(砂利、栗石)採取許可申請書(第6号様式)</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。